

# 路外駐車場の基準・届出制度について

## 御存知ですか？ 駐車場設置のルール



### 《技術的基準への適合が必要なもの》

次の①から③までのすべてに当てはまる駐車場は、駐車場法施行令及びその他の法令に定める技術的基準<sup>(\*1)</sup>に適合しなければなりません。

- ① 一般公共の用に供する<sup>(\*2)</sup>路外駐車場<sup>(\*3)</sup>
- ② 都市計画区域内にあるもの
- ③ 駐車の用に供する部分<sup>(\*4)</sup>の面積が500m<sup>2</sup>以上のもの。

### 《届出が必要なもの》

上の①から③に加えて、駐車料金を徴収する場合には、駐車場法に基づく届出が必要です。

\*1 技術的基準：駐車場法施行令、路外駐車場移動等円滑化基準等に定められた、駐車場の構造及び設備等の基準のこと。具体的な内容は、富士市ウェブサイト又は富士市都市計画課窓口で御確認ください。

\*2 一般公共の用に供する：不特定の者が利用できること。（駐車場の利用者を限定し、その他の者の利用を排除していないこと。）一般的な時間貸しの駐車場だけではなく、商業施設や医療機関等の無料駐車場を含みます。

\*3 路外駐車場：道路の路面外に設置された駐車場のこと。

\*4 駐車の用に供する部分：自動車を駐車するスペース、いわゆる「駐車マス」のこと。（車路等は含みません。）

## 路外駐車場設置における基準・届出の判断フロー

Q 一般公共の用に供する路外駐車場で、駐車の用に供する部分（駐車マス）の面積が500m<sup>2</sup>以上ありますか？



はい

Q 駐車料金を徴収しますか？



はい

Q 駐車場は、建築物・建築物の附属施設、道路附属物、公園施設ですか？



はい



いいえ

- 技術的基準への適合が必要です。
- 駐車場法に基づく「路外駐車場」の届出が必要です。

- 技術的基準への適合が必要です。
- 駐車場法に基づく「路外駐車場」の届出が必要です。
- バリアフリー新法に基づく「特定路外駐車場」の届出が必要です。

- 技術的基準への適合が必要です。
- 届出は不要です。

- 届出は不要です。

※バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）は、路外駐車場のほか、公共交通機関の施設、道路、都市公園、建築物についても個別に基準を定めているため、道路附属物の駐車場や公園施設である駐車場、建築物及び建築物特定施設である駐車場は別途基準を確認する必要があります。

上記とは別に、静岡県福祉のまちづくり条例に基づく届出や整備基準への適合が必要な場合があります。  
詳しくは建築指導課（TEL.0545-55-2791）にお問い合わせください。

## 届出に必要な書類

路外駐車場の設置、変更、休止、再開、廃止に際しては、届出が必要です。

必要書類、届出時期等は以下のとおりですが、計画段階又は変更・休止・廃止前の御相談をお願いします。

正副2部を都市計画課に御提出ください。



| 種別                                 | 必要となる届出書                    | 添付書類   | 届出時期                   |
|------------------------------------|-----------------------------|--|------------------------|
| 設<br>置                             | 路外駐車場設置届出書<br>(様式1)         | ① 地形図(縮尺 1/10,000 以上)<br>② 平面図(縮尺 1/200 以上)(*5)<br>③ チェックシート<br>※建築物の場合は、以下も添付<br>(1) 各階の平面図<br>(2) 2面以上の立面図<br>(3) 2面以上の断面図<br>(4) 屈曲部、傾斜部の詳細図<br>※機械式駐車装置の場合は、以下も添付<br>(5) 特殊装置設置計画書<br>(6) 大臣認定書の写し | 工事着手前                  |
|                                    | 特定路外駐車場設置届出書<br>(様式2-1、2-2) |  |                        |
|                                    | 管理規程届出書(様式3)                | ① 管理規程の写し(*6)<br>※建築物の場合は、以下も添付<br>(1) 建築検査済証の写し   | 供用後<br>10日以内           |
| 変<br>更                             | 路外駐車場変更届出書<br>(様式1)         | ① 地形図<br>② 平面図等<br>(変更しようとする部分を明示)<br>③ チェックシート  | 工事着手前                  |
|                                    | 特定路外駐車場変更届出書<br>(様式2-1、2-2) |  |                        |
| 名称、管理者、<br>時間、料金等                  | 管理規程変更届出書<br>(様式3)          | ① 変更後の管理規程の写し  | 変更後<br>10日以内           |
| 休<br>止<br><br>再<br>開<br><br>廃<br>止 | 施設の休止                       | 路外駐車場休止届出書<br>(様式4)  | 休止・再開・<br>廃止後<br>10日以内 |
|                                    | 休止施設の再開                     | 路外駐車場再開届出書<br>(様式4)  |                        |
|                                    | 施設の廃止                       | 路外駐車場廃止届出書<br>(様式4)  |                        |

\*5 平面図には、駐車場の区域、出口及び入口・車路、その他主要施設（管理人室、料金徴収所等）、付近の状況（道路、交差点、横断歩道、バス停等）、車椅子使用者用駐車施設及び移動等円滑化経路を記載してください。

\*6 管理規程には、駐車場の名称、管理者の氏名及び住所、供用時間・駐車料金に関する事項、供用契約に関する事項、その他、国土交通省令で定める事項を記載してください。

### お問い合わせ先

富士市都市整備部都市計画課

〒417-8601 富士市永田町一丁目100番地 TEL.0545-55-2785 / FAX.0545-51-0475

E-mail toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp